

加茂市『出産・子育て応援給付金』について

～計10万円を現金支給します～



1. 給付金の対象者

(1) 出産応援給付金(妊娠時の給付5万円)

・令和4年4月1日以降に妊娠届を提出した(する)方

※妊娠届の提出日にかかわらず、令和4年4月～令和5年1月に出生した産婦の方は対象者に含まれます。

※出産応援給付金(5万円)は、妊娠届を提出した後、流産等で出産に至らなかった場合も受け取れます。

対象者	申請方法	申請期限
妊娠届出日にかかわらず、 令和4年4月～令和5年1月生まれの お子さんを養育する方	令和5年2月中に申請書を郵送 (原則、子育て応援給付金と合わせて 一括で10万円を支給します)	令和5年5月31日
令和4年4月～令和5年1月の間に 妊娠届を提出し、妊娠中の方	令和5年2月中に申請書を郵送	
令和5年2月以降に妊娠届を提出する方	妊娠届の受付時にこども未来課窓口で 面談後、申請書をお渡しします	出産日の前日

(2) 子育て応援給付金(出生時の給付5万円)

・令和4年4月1日以降に出生した(する)お子さんを養育する方

※多胎児の場合は、出生したお子さん1人につき5万円を給付します。

対象者	申請方法	申請期限
令和4年4月～令和5年1月生まれの お子さんを養育する方	令和5年2月中に申請書を郵送 (原則、出産応援給付金と合わせて 一括で10万円を支給します)	令和5年5月31日
令和5年2月以降に出生予定の お子さんを養育する方	出生届の受付時にこども未来課窓口で 申請書を交付し、こんにちは赤ちゃん 訪問時に面談を実施	対象のお子さんが 生後4か月を 迎えるまで

2. 給付金の受取方法

申請時に指定された銀行口座へ給付金を振り込みます。

振込予定日は申請書の内容を確認後、支払通知書を送付し、順次振り込みます。

《振込日の目安》

郵送対象者の場合：申請受付から約1か月後

その他の方の場合：出産応援給付金は申請受付から約1か月後

子育て応援給付金は申請受付から約3か月後

裏面も
ご覧ください

よくあるご質問

1. 妊娠届出後の転出・転入について

○他の市町村で妊娠届を提出後、加茂市に転入し、前住所地で出産応援給付金の受け取りをしていない場合はどうなりますか？

加茂市こども未来課で面談後に出産応援給付金を給付します。

令和4年4月～令和5年1月までの間に妊娠届を提出した場合、申請書を郵送でお送りしますのでご返送ください。

令和5年2月以降に転入した場合、こども未来課で面談後、申請書を交付します。

ただし、転入時にこども未来課で妊娠中である旨を申し出ていない場合、申請書の交付ができませんので、こども未来課(☎0256-52-0080(内線151))までご連絡ください。

○加茂市で妊娠届を提出後、加茂市から転出した場合、出産応援給付金は転出前と転入後のどちらの市町村に申請すればいいですか？

令和4年4月～令和5年1月までの間に転出した場合、転出先の市町村に申請してください。

令和5年2月以降に転出した場合、転出先の市町村か加茂市のどちらかに申請してください。

(加茂市では、妊娠届の受付時に窓口で面談後、申請書を交付しますので、転出先の市町村での給付を希望する場合は申し出ください。)

2. 出生届出後の転出・転入について

○他の市町村で出生届を提出後、加茂市に転入し、前住所地で子育て応援給付金の受け取りをしていない場合はどうなりますか？

令和4年4月～令和5年1月までの間に生まれたお子さんを養育している方には、加茂市から申請書を郵送します。

令和5年2月以降に転入した場合、こども未来課で面談後、申請書を交付します。

○加茂市で出生届を提出後、加茂市から転出した場合、子育て応援給付金は転入前と転出後のどちらの市町村に申請すればいいですか？

令和4年4月～令和5年1月までの間に転出した場合、転出先の市町村に申請してください。

令和5年2月以降に転出した場合、転出先の市町村か加茂市のどちらかに申請してください。

(加茂市では、出生届の受付時に窓口で面談後、申請書を交付しますので、転出先の市町村での給付を希望する場合は申し出ください。)

【問い合わせ先】

《出産・子育て応援給付金について》

加茂市こども未来課こども未来係

☎0256-52-0080 (内線151)

《妊娠・出産・子育てに関する相談》

加茂市子育て世代包括支援センター

☎0256-52-0080 (内線152・153)